

Q&A サポーター登録について

- 問1 動画撮影の営業用資料（チラシ）に記載すべき内容は何でしょうか。
- 問2 複数の撮影プランを用意してもよいでしょうか。
- 問3 動画撮影と採用HP作成をセットとしたプランを用意することは可能でしょうか。
- 問4 令和3年3月10日までに補助対象事業を完了させる必要がありますが、動画撮影と採用HP作成をセットとしたプランの取扱いはどのようになるのでしょうか。
- 問5 作成した動画の著作権の取扱いはどのようになるのでしょうか。
- 問6 広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札参加資格を有していないのですが、サポーターに登録するためにはどのようにすればよいでしょうか。

(問1) 企業紹介動画撮影の営業用資料(チラシ)に記載すべき内容は何でしょうか。

(答1)

- 資料(チラシ)の様式は自由です。
- 資料(チラシ)には助成額及び助成適用後の支払額を明記してください。
税込33万円プランの記載例:支払額23万円(税込)【広島県助成額10万円適用後】

(問2) 複数の撮影プランを用意してもよいでしょうか。

(答2)

- 複数の撮影プランを準備しても構いません。
その際、内容や価格の差異がわかりやすい資料を作成してください。

(問3) 動画撮影と採用HP作成をセットとしたプランを用意することは可能でしょうか。

(答3)

- HP作成等とのセットプランでも構いませんが、助成額は動画の撮影・編集代に当たる経費の1/2以内(上限10万円)としてください。
- 内容に疑義が生じる場合は確認資料の提出を求めます。
採用HP作成プランの記載例:支払額89万円(税込)
(動画作成23万円【広島県助成額10万円適用後】を含む)

(問4) 令和3年3月10日までに補助対象事業を完了させる必要がありますが、動画作成と採用HP作成をセットとしたプランの取扱いはどのようになるのでしょうか。

(答4)

- 動画作成(補助対象事業)の部分については、3月10日までに完了させる必要がありますが、採用HP作成の部分については、3月10日以降の完了となっても差し障りありません。

(問5) 作成した動画の著作権の取扱いはどのようになるのでしょうか。

(答5)

- 広島県は動画の提供を受けませんが、著作権に関する権利が広島県に帰属することはありません。
※ 広島県が要綱第4条第1項第3号に記載の用途に動画を利用することについて、同意していただく必要があります。
- サポーターと中小企業者等との契約内容によりご判断ください。

(問6) 広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札参加資格を有していないのですが、資格取得のためにはどのようにすればよいでしょうか。

(答6)

- サポーターに登録するためには、広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札参加資格のうち、契約種目「16C 映画・ビデオ」の資格を有する必要があります。
- 資格取得を希望される場合は、下記の広島県ホームページから詳細をご確認ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/30-32nyuusatsusanka.html>